

## 胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会委員公募要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会開催要領（以下「要領」とする。）に基づき、胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会委員（以下「委員」とする。）の公募について、必要な事項を定めるものとする。

### (公募の方法)

第2条 公募の方法は次のとおりとする。

- (1) 胆振総合振興局産業振興部農村振興課ホームページにて公募する。
- (2) 公募期間は30日間とする。
- (3) 公募についての情報提供を胆振総合振興局地域政策部地域政策課を通じ、各報道機関に行う。

### (応募の資格)

第3条 応募の資格は、次のとおりとする。

- (1) 胆振総合振興局管内に居住する満20歳以上の者
- (2) 農業・農村の振興と環境に関して幅広い見識と関心を有する者で、胆振総合振興局農業農村整備事業環境情報協議会の会議に出席出来る者
- (3) 国または地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む。）以外の者

### (応募の方法)

第4条 応募をしようとする者は、胆振総合振興局地域産業担当部長が定める応募用紙（別紙様式1）と農業・農村の振興と環境との調和に関するテーマについての作文を提出するものとする。

### (選考委員会の設置)

第5条 委員の選考にあたり、選考委員会を設置する。

- 2 選考委員は、胆振総合振興局地域産業担当部長、農村振興課長、主幹（企画調整）及び主幹（基盤整備）の計4名とする。
- 3 選考委員会には、選考委員長を置くものとする。
- 4 選考委員長は、地域産業担当部長の職にある者とする。
- 5 選考委員会は、必要に応じ、選考委員長が招集する。
- 6 選考委員会の庶務は、胆振総合振興局産業振興部農村振興課において処理する。

### (委員の選考)

第6条 委員の選考は、選考委員会において行うものとする。

- 2 委員の選考にあたっては、第4条の規定により提出された作文のほか、活動歴、地域バランス等を考慮するものとする。

### (選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、胆振総合振興局地域産業担当部長が定める。

附則 この要領は、平成20年 3月27日から施行する。

附則 この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成28年 6月 7日から施行する。

附則 この要領は、令和 2年 3月19日から施行する。